



資料3-1

事指第 1139 号
平成 23 年 6 月 27 日

大阪府環境審議会
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事

橋



大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正に関連する大阪府生活環境
の保全等に関する条例の改正について(諮問)

標記について、別添改正案のとおり改正することについて、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

1. 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正について

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 31 号。以下「改正法」という)は平成 22 年 5 月 10 日に公布され平成 23 年 4 月 1 日に施行されました。その主な改正内容は次のとおりです。

(1) 事業者によるデータ改ざん等への厳正な対応
一部の企業における排出濃度データの改ざん等の不適正事案の発生が相次いだことを踏まえ、測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則が創設されました。

大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正

(2) 改善命令等の発動要件の見直し

継続してばい煙等に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者に対して地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう、発動要件から「その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずると認められるとき」の限定が削除されました。

大気汚染防止法改正

2. 法改正に関連する大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定とその改正

大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下、「条例」という。)は、大阪府環境基本条例の理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資することを目的として、貴審議会の答申を踏まえ、平成 6 年 3 月 23 日に制定し、同年 11 月 1 日に施行しました。

今回の法改正に関連する条例の規定とその改正内容については次のとおりです。

(1) 事業者によるデータ改ざん等への厳正な対応

条例の測定に関する規定は、改正前の法の規定と同様に、「ばい煙等の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない」、「排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない」としていま

すが、法改正の趣旨を踏まえ、この測定結果の記録の規定に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることにします。

大気汚染防止規制及び水質汚濁防止規制関連

(2) 改善命令等の発動要件の見直し

条例の改善命令等に関する規定は、改正前の法の規定と同様に、発動要件として「その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」としてありますが、法改正の趣旨を踏まえ、改善命令等を広く発動できるようこの発動要件を削除します。

大気汚染防止規制関連

以上の条例改正について、貴審議会の意見を求めるものです。

(別 添)

大阪府生活環境の保全等に関する条例改正案

本条例について、次のとおり所要の改正を行う。

1. 第 37 条（改善命令等）関係

○「場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認める」を削除

(理由)

改善命令等の発動要件を見直し、改善命令等をより広く発動できるようにする。

2. 第 39 条（ばい煙等の濃度の測定）、第 63 条（排出水の汚染状態の測定等）及び第 117 条（罰則）関係

○第 39 条及び第 63 条の測定に関する「記録」の規定に加え、「保存」の規定を追加

○第 117 条の規定に第 39 条及び第 63 条の規定違反に対する罰則の創設
(理由)

ばい煙量、汚染状態の測定に関して、記録の義務だけでなく、記録の保存も義務付け、違反者に対して罰則を設けることにより測定等の記録の改ざんの防止を図る。